

◆◆◆在ベルギー日本国大使館安全対策メールマガジン◆◆◆

○在外選挙人名簿登録がお済みでない方へ（重要なお知らせ）

今般、総務省より第46回衆議院議員総選挙に伴う在外選挙人名簿登録申請と「郵便等投票」用投票用紙等（以下、「郵便投票用紙等」）の同時請求について通報がありました。

これは、未だ在外選挙人登録申請をされていない方が、来月予定の衆議院議員総選挙のためにこれから登録申請を行っても、在外公館投票に必要な在外選挙人証の受領が間に合わない（当館における在外公館投票は12月5日～9日を予定）ため、郵便等投票を行えるようにする措置です。

つきましては、下記1.の対象者の方で、明日23日（金）までに在外選挙人名簿登録申請をされる方は、郵便等により投票が可能となる場合もありますので、希望される方は下記2.のとおり申請してください。なお、ご不明な点があれば領事部（02-500-0580）までご連絡ください。

1. 対象者

（1）当館に在留届を3ヶ月以上前に提出している方

（2）3ヶ月以上前に提出していない方は3ヶ月間の滞在を立証する書類（賃貸契約書等）を提示できる方（3ヶ月以内に当地に到着された方は、在留届の提出の日又は住所を定めたことが確認できる日から3ヶ月を経過した時点で、当館より住所を確認させていただきますので、残念ながら今回の選挙には間に合いません）

2. 申請

（1）同時請求にかかる関係書類を外務本省経由各選挙管理委員会に送付する関係上、11月23日（金）までに当館（領事部窓口開館時間：9：30～12：00，13：30～16：00）に申請を行う必要があります。

（2）必要書類

- ・旅券もしくはベルギー滞在許可証

- ・在外選挙人名簿登録申請書及び投票用紙等請求書（当館備付）

3. 留意点

(1) 郵便等投票については，こちらら
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>) をご覧ください。

(2) 各選挙管理委員会での登録処理に時間を要するため，郵便等投票のための「投票用紙等」を同時請求されても規定である公示日（12月4日）までの在外選挙人名簿登録が間に合わず，結果として「投票用紙等」が送付されない場合もあります。

(3) 各選挙管理委員会より申請者に対し，直接，「郵便投票用紙等」が郵送され，同紙にご記入後，日本国内の投票日である12月16日（日）の投票終了時刻（日本時間午後8時）までに投票所に到達するよう投票先の各選挙管理委員会あてに郵送（国際郵便や国際宅配便）する必要がありますので，郵便事情により間に合わない場合もあります。

◆発行：在ベルギー日本国大使館

Ambassade du Japon / Ambassade van Japan 1000 Bruxelles

Square de Meeus 5-6 / De Meeussquare 5-6 1000 Brussel

電話 02/513.23.40（代表）02/500.05.80（領事部）02/511.23.07（広報文化センター）

FAX 02/513.15.56（代表）02/513.46.33（領事部）02/514.53.33（広報文化センター）

◆配信中止・配信先変更

<http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mlregist/be.html>

◆バックナンバー

http://www.be.emb-japan.go.jp/japanese/aboutus_j/merumaga.html#backnumber

◆お問い合わせ

大使館メールマガジンに関するご意見・ご要望 cs.japan@bx.mofa.go.jp

領事関連の個々のご質問については、電子メールではなくお電話でお